

周南市空家等対策計画 概要

1 策定目的

地域住民の生活環境の保全及び安心安全な生活の確保を図るために、市の空家等対策を市民に広く周知し、また、空家等の対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした空家等対策計画を策定する。

2 計画の対象とする地区

市内全域

3 計画期間

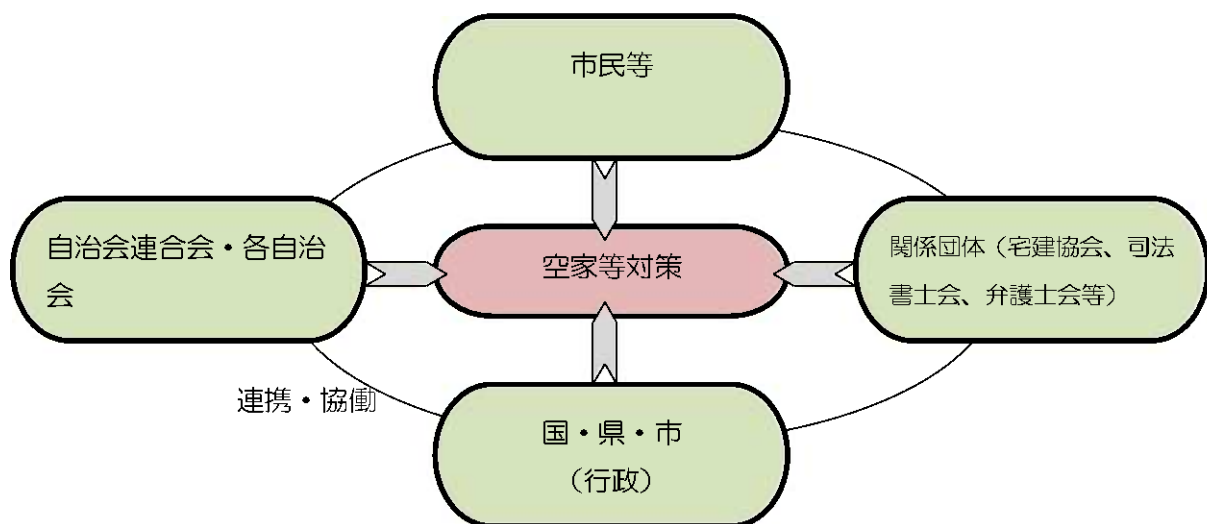
平成29年度～平成38年度（10年間）

4 基本的な方針

空家等は個人の財産である。憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、その所有者等が自己の責任において自主的に管理することが原則である。

しかしながら、市内には、所有者等の様々な事情から、適切に管理が行われていない空家等が見受けられる。特に、そのまま放置すれば、著しく危険、有害となるおそれのある空家等については、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「周南市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある「特定空家等」の改善に重点を置き、空家等対策に取り組むこととする。この取組みにあたっては、本市や市民等、自治会連合会・各自治会そして関係団体相互の連携・協働を図る。



5 対策の体系

周南市空家等対策計画は、空家等（特定空家等）の発生抑制、空家等の利活用の促進、適切に管理が行われていない空家等の改善（特定空家等への対応）の三つを軸に対策を進める。

